

(別紙)

肥料販売業務に係る帳簿の備え付けについて

肥料の品質の確保等に関する法律第二十三条に基づき肥料販売業務についての届出を提出された販売業者には、同法第二十七条により帳簿の備え付けが義務付けられています。

帳簿の記載事項等は以下を参考として記載してください。

帳簿の記載事項

- ・肥料の購入(名称、数量、購入年月日)
- ・販売業者又は輸入業者に対する肥料の販売(名称、数量、販売年月日、氏名等)

注:肥料の販売に係る記載事項は、販売業者又は輸入業者に対して販売したもののみを記載し、農産物生産者等の肥料使用者に対して販売された肥料については記載の必要はありません。

帳簿の保存期間:2年間保存することが義務付けられています。

罰則:肥料の品質の確保等に関する法律第三十九条第四項に基づき、帳簿を備え付けなかったり、記載内容の不備がある場合は罰則の対象となります。

(参 考)

○肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)より一部抜粋

(帳簿の備付)

第二十七条 [略]

2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、輸入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。

(罰 則)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 [略]

四 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、記載をせず、又は虚偽の記載をした者

五～七 [略]